

○高知県警察公印規程

昭和54年4月1日

高知県警察本部訓令第4号

改正 昭和56年5月15日高知県警察本部訓令第13号
昭和58年3月29日高知県警察本部訓令第5号
昭和60年4月10日高知県警察本部訓令第12号
昭和61年4月18日高知県警察本部訓令第9号
平成3年2月6日高知県警察本部訓令第2号
平成8年6月21日高知県警察本部訓令第11号
平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号
平成15年12月25日高知県警察本部訓令第25号
平成17年4月1日高知県警察本部訓令第5号
平成17年11月18日高知県警察本部訓令第23号
平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号
平成23年5月20日高知県警察本部訓令第21号
平成25年12月5日高知県警察本部訓令第14号
平成26年3月18日高知県警察本部訓令第11号
平成26年9月9日高知県警察本部訓令第23号
令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号
令和4年5月13日高知県警察本部訓令第26号
令和5年3月3日高知県警察本部訓令第4号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 県警察における公印の制式、管守及び使用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな型、寸法、書体、管守責任者及び用途は、別表のとおりとする。

(公印の印材)

第3条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用するものとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、管守責任者が保管するものとする。ただし、管守責任者が必要と認めるときは、管守責任者が指定する保管責任者に公印を保管させ、使用さ

せることができる。

- 2 保管責任者には、署にあっては課長以上の職にある者を、その他の所属にあっては課長補佐以上の職にある者を指定するものとする。
- 3 保管責任者は、管守責任者の命を受けて、公印の保管及び使用の事務に当たるものとする。
- 4 管守責任者が保管責任者を指定したときは、その者の職名を直ちに総務課長に通知しなければならない。

一部改正〔昭和58年本部訓令5号・平成25年14号・26年23号〕

(公印の新調、登録、廃止等)

第5条 公印は、第3条に基づいて本部長が新調し、管守責任者に交付するものとする。

- 2 総務課長は、別記第1号様式の高知県警察公印台帳(以下「公印台帳」という。)を備え、公印の印影を登録しておかなければならない。
- 3 所属長は、公印の新調、改刻又は廃止を必要とするときは、別記第2号様式の公印新調・改刻・廃止申請書により、本部長に申請しなければならない。
- 4 管守責任者は、改刻、廃止等により不用となった公印を速やかに総務課長に送付しなければならない。
- 5 総務課長は、前項の不用公印の送付を受けたときは、1年間これを保管した後、焼却処分し、その状況を公印台帳に記載しておかなければならない。

一部改正〔昭和58年本部訓令5号・令和5年4号〕

(公印を押印する文書の作成)

第6条 職員は、公印を押印する文書を作成するときは、押印すべき文書に原議を添えて管守責任者又は保管責任者に提示し、点検を受けなければならない。

一部改正〔平成25年本部訓令14号・令和5年4号〕

(公印の印影印刷等)

第7条 所属長は、特別の理由により公印の印影を印刷し、又は公印を事前に押印しようとする文書(以下「公印の印影印刷等をする文書」という。)があるときは、別記第3号様式の公印の印影印刷等承認申請書に当該文書を添えて本部長に申請し、その承認を受けなければならない。

なお、当該印影を拡大し、又は縮小して印刷するときも同様とする。

- 2 前項の規定による公印の印影印刷等をする文書の使用に当たっては、当該文書に不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 3 公印の印影を印刷し、又は公印を事前に押印した文書は、原則として保管責任者が厳重に保管管理するとともに、汚損し、若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不要となった場合は、速やかに破棄しなければならない。

全部改正〔令和5年本部訓令4号〕

(電子印)

第8条 所属長は、電子計算機を利用して文書を作成する場合において、当該電子計算機により、公印の印影を電磁的記録媒体(電磁的方法により情報を記録することができるものをいう。以下同じ。)に記録し、その記録した印影(以下「電子印」という。)を出力したものを使用する必要があるときは、別記第4号様式の電子印使用承認申請書に当該文書を添えて本部長に申請し、その承認を受けなければならない。

なお、当該電子印を拡大し、又は縮小して印刷するときも同様とする。

- 2 前項の規定による電子印の出力に当たっては、当該電子印を使用した文書に不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 3 所属長は、電子印の使用を廃止したときは、速やかに当該電子印を記録した電磁的記録媒体から当該電子印を消去するとともに、別記第5号様式の電子印使用廃止報告書により、本部長に報告しなければならない。

追加〔令和5年本部訓令4号〕

(事故報告)

第9条 管守責任者は、その管理する公印について、盜難、紛失、偽造、変造等の事故が発生した場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

旧8条を繰下〔令和5年本部訓令4号〕

(準用)

第10条 高知県公安委員会公印規則(昭和33年公安委員会規則第11号)別表に定める高知県公安委員会の公印については、第3条から第5条まで及び第7条から第9条までの規定を準用する。ただし、その用途が運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄記載用である公印については、第4条第2項の規定を除く。

一部改正〔平成26年本部訓令23号・令和4年26号〕、旧9条を一部改正

し繰下〔令和5年本部訓令4号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 高知県警察公印規程(昭和31年10月本部訓令第12号)は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この訓令施行の際現に使用中の公印は、当該公印の廃止又は改刻が行われるまで、この訓令による公印とみなす。

附 則(昭和56年5月15日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和56年5月15日から施行する。

附 則(昭和58年3月29日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月10日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年4月18日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月6日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成3年2月15日から施行する。

附 則(平成8年6月21日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月18日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成17年11月21日から施行する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成23年5月20日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月5日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月9日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月13日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月3日高知県警察本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の高知県警察公印規程の別記様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

(別表・別記様式省略)